

2013年(平成25年)12月11日(水)

被害点在支援なく

東日本大震災後の防災集団移転促進事業(防集)による高台移転を巡り、関東地方第1号の北茨城市で、対象外となった大津地区の住民に不満が広がる。約3割は移転希望なのに、5戸以上の土地がまとまった集団移転という要件を満たせず、経済的支援が何もないためだ。11日で震災から2年9カ月。復興事業が進むにつれ広がる格差、住民の合意形成の難しさ、全国一律の制度の限界……。第1号の地に課題が凝縮されている。

【土江洋範】

大震災で北茨城・大津地区

復旧工事が進む大津漁港近くの被災地区には、津波被害を物語る基礎部分のみの住宅と、真新しい民家が混在する。市内の死者5人のうち2人、市内の地区別で最も多い355戸の床上浸水(半壊以上)の被害に遭った。今も53世帯113人が仮設住宅などに避難中だ。

防災集団移転促進事業(防集)



被災者の集団移転を進めるため、自治体を利用する国の補助事業。自治体は浸水地を住民から買い上げ、居住に適さない区域に建築制限をかけ、移転先の高台や内陸の宅地造成などを行う。東日本大震災後に国庫負担の限度額が撤廃され、地方負担が実質ゼロになった。住民は①移転先で住宅を自費で建てる②復興住宅に入居する③の、どちらかを選択する。

高台移転「集団」要件満たさず

区にはない。その差に住民は不満を抱く。

大津だけが「落選」した背景には固有の事情がある。防集は、5戸以上の土地を災害危険区域に指定し、移転する制度だが、市企画政策課は「5戸以上にまとまらなかった」と話す。理由は▽漁業関連施設が「緩衝材」となり、住宅被害がモザイク状だった▽土地が狭くて元々2階建てが多く、浸水した1階を修繕すれば住める▽漁港近くに住み続けたい漁業関係者が多い——ためだという。

津波で全壊した大津地区の自宅再建を資金難で断念した無職女性(75)は防集を望んだが実現しなかった。近所の家が直せる程度の被害だったのはうれしいこと。何も言えないの」と口をつぐむ。市が建設中の災害公営住宅に移る予定で「津波が怖かったから大津に戻りたくない。生活が苦しいので、ちょっとした資金援助があると助かる」。別の男性(44)も「土地が地盤沈下

し使い物にならない。買い取ってもらえば……」と嘆く。防集による高台移転の規模は大震災後、10戸から5戸に緩和された。国土交通省都市安全課の栗田泰正・広域防災専門官は「大部分の人は救済されている」と指摘し、救済

の網から漏れたケースは自治体に独自施策を求める。北茨城市企画政策課の松本幹夫・復興推進係長も「何かしらの支援策を考えなければいけない」と話した。

沿岸部の防災に詳しい早稲田大の柴山知也教授(海岸工学)は「移転などに関して住民の合意形成を図るには、地域の実情を知る自治体が枠組みを考え、国が支援する制度が望ましい。既に自力再建してしまった人に再建費用を援助するのも一考だ」と提案する。



津波で流された家屋の基礎部分が今なお残る大津地区。周囲には再建された家屋が建ち並び、北茨城市大津町で11月28日、土江洋範撮影